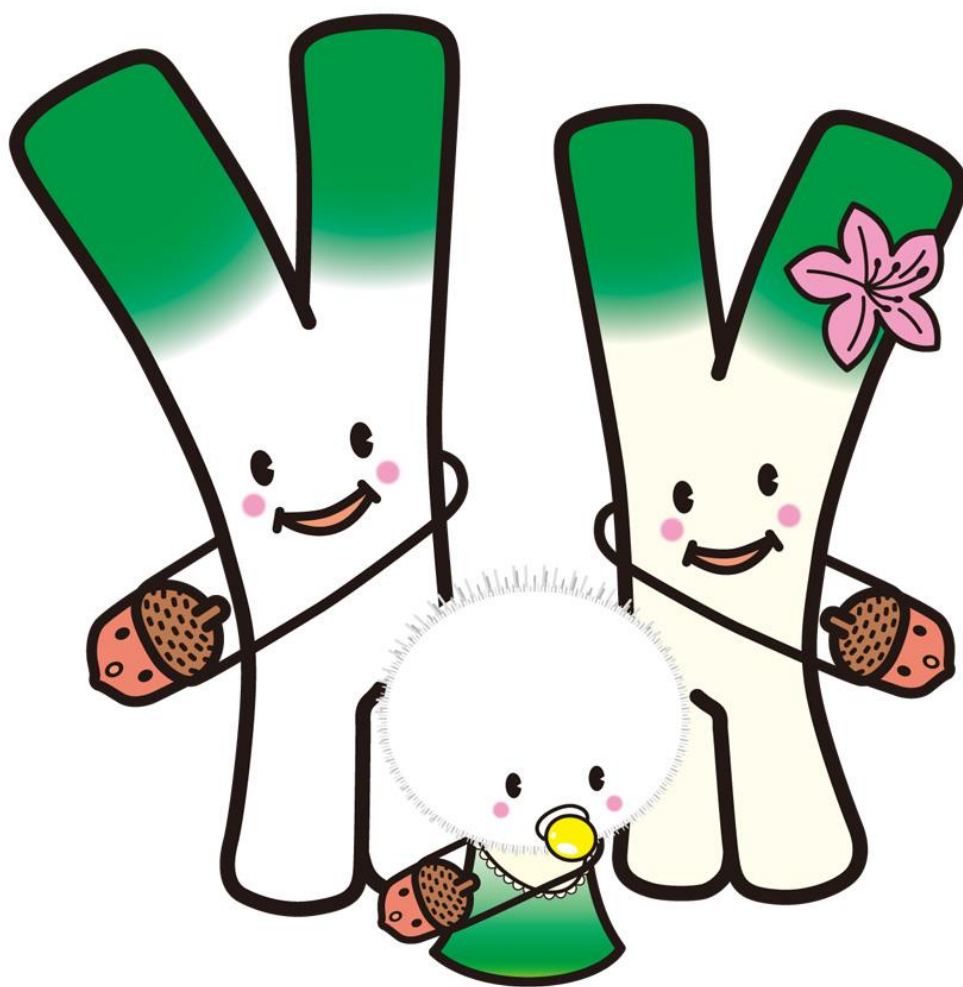


平成 28 年度
部（局）の運営方針と目標



企画部 企画課

平成 28 年度「総務部の運営方針と目標」

総務部長 菅 原 朗

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 災害等の非常時に備え、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。
- 新たな行政需要に対応するため、創造性豊かな人材の育成や意識改革を推進するとともに、適正な契約制度を確立し、行財政改革を着実に実行することにより、効率的な行政運営に努めます。
- 厳しい財政環境の下、財政の構造改革を推進し、持続可能な財政の確立に努めます。
- 開かれた市政を目指し、情報公開を推進するとともに、市政に関する情報の広報に努めます。
- 持続可能な財政基盤を確立するため、歳入の根幹である市税の公平・公正な賦課徴収を図り、安定した税収の確保に努めます。

(2) 部の役割

総務部は、秘書広報課、総務管財課、防災安全課、行政経営課、職員課、財政課、入札契約課、検査専門員、市民税課、固定資産税課及び収税課で構成され、広報、財産管理、情報公開、防災対策、行財政改革の進行管理、条例・規則の制定改廃、職員の人事管理及び人材育成、予算・決算、市議会との調整、入札・契約事務、工事検査、市税の賦課・徴収などに取り組んでいます。

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

| | |
|--------|-------|
| ア 職員数 | 145 人 |
| イ 職員比率 | 18.0% |

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 総務部予算額 | 10,353,954 千円 |
| 予算比率 | 16.9% (10,353,954 千円/61,230,000 千円) |

3 部の課題及び実施方針

(1) 安全で安心できるまちづくり

防災意識・知識の啓発を図り、災害時の危機管理体制の強化を図るとともに、自主防災組織の結成を促進するなど、地域防災力の向上を図ります。

(2) 行財政改革の推進

限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に対応した市民サービスを提供するため、さらなる行財政改革に取り組みます。

(3) 持続可能な財政基盤の確立

持続可能な財政基盤を確立するため、単年度収支の改善を目指すとともに、中長期的視点に立った効率的で健全な財政運営に努めます。

(4) 職員の人材育成の推進

職員の人材育成が最重要課題であることを認識し、「人事管理」「職員研修」「職場環境づくり」を相互に連携させながら、職員の意識改革に取り組んでいきます。

(5) 適正な入札の推進

工事の品質確保を図るため、公平性・透明性・競争性のある入札を推進します。

(6) 財産の適正な管理及び処分

財政健全化の観点から、借地料の減額に努めるとともに、遊休地の積極的な処分を推進します。

(7) 広報の充実

市の施策に係る広報を充実するため、「広報よなご」「米子市ホームページ」を、さらに読みやすく、わかりやすい内容にするとともに、迅速な行政情報の発信に努めます。

(8) 税収の安定的な確保

市財政の基盤である市税の公平・公正な賦課徴収に努めるとともに、喫緊の課題となっている滞納額の縮減と徴収率の向上に努め、税収の安定的な確保を図ります。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 地域防災対策の向上

地域の実態に応じた防災に関する説明会を開催し、防災意識の高揚と防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の結成を促進し、地域防災力の向上を図るほか、今年度から防災行政無線のデジタル化の整備に着手します。

(2) 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項への対応

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項に対応するための基本的な方針を定めます。

- 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進
- 自治体情報システムのクラウド化の拡大
- 公営企業等の経営健全化
- 地方自治体の財政マネジメントの強化
- PPP/PFIの推進

(3) 単年度収支の改善及び「中期財政見通し」の見直し

徹底した歳出の抑制と歳入の確保を旨とした予算編成を行い、単年度収支の改善を図ります。

また、中期財政見通しについては、前年度決算に基づき計画を見直し、計画的な財政運営を図ります。

(4) 職員研修の充実及び人事評価の実施

中堅職員の能力開発・向上研修の受講や、外部研修機関を活用した専門的知識の習得等を通じて、人材育成を図るとともに、人事評価結果に基づく職員研修への反映など、能力開発支援等により、人材育成に取り組めます。

(5) 適正な入札・契約制度の構築

工事の品質確保と受注機会の公平性が図れるよう、必要に応じて、総合評価方式入札の見直しに取り組めます。

(6) 借地料の減額及び遊休地の処分

借地料については、再鑑定評価の結果を踏まえて、さらなる減額交渉を実施し負担の軽減を図ります。

また、処分方針が決定している遊休地については、早急に入札により売却し、入札不調になった物件については、随意契約物件として速やかに売却を促進します。

(7) 情報発信の充実

広報企画会議により、効果的な情報発信方法等を調査研究し、広報等の充実を図ります。

(8) 市税の公平・公正な賦課及び収納対策

税制改正に対応したシステム改修を的確に実施するとともに、内部点検を徹底し、より効率的で適正な賦課を図るとともに、納税義務者の死亡に係る現所有者課税への移行や償却資産の申告の促進など、公平・公正な賦課に努めます。

また、滞納整理システムを効果的に活用し、滞納に係る早期催告や電話による早期折衝を実施するとともに、速やかな財産調査や実態調査を通じて、厳正な滞納処分を執行することで、市税の未済金の縮減を図ります。

平成 28 年度「企画部(ふるさと創生推進局所管を除く) の運営方針と目標」

企画部長 白石久巳

| |
|---|
| <p>1 部の使命・目標</p> <p>(1) 部の使命・目標</p> <p>第 3 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2016）で定めた市の将来像である「生活充実都市・米子」の実現を目指して、市政各分野の取り組みを効果的・効率的に進めることができるよう総合的に調整し、市民と行政が一体となったまちづくりを推進します。</p> <p>(2) 部の役割</p> <p>企画部は、企画課、地域政策課及び情報政策課の 3 課で構成し、第 3 次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2016）に掲げた理念のもと、国・県等の関係機関や庁内各部局との連絡調整を図りながら、市政の総合的な企画と市政運営全般への関与を行うほか、部固有の業務として、周辺自治体との連携、土地利用、運輸、中心市街地活性化、行政事務の情報化等を推進します。</p> |
| <p>2 部の経営資源（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <p>(1) 職員数</p> <p>ア 職員数 企画部職員 19 人</p> <p>イ 職員比率 2.4%（企画部職員 19 人 / 市職員 806 人）</p> <p>(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)</p> <p>ア 企画部予算額</p> <p style="padding-left: 20px;">一般会計 3,178,864 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">（うち鳥取県西部広域行政管理組合負担金 2,739,556 千円）</p> <p>イ 予算比率（一般会計に占める企画部の予算割合）</p> <p style="padding-left: 20px;">5.2%（企画部 3,178,864 千円 / 全体 61,230,000 千円）</p> |
| <p>3 部の課題及び実施方針</p> <p>(1) 第 3 次米子市総合計画の進行管理</p> <p>平成 28 年度から始まる第 3 次米子市総合計画の進行管理を実施します。</p> <p>(2) 広域連携の推進</p> <p>地方分権や地域主権の時代に対応していくため、鳥取県西部地域振興協議会や中海・宍道湖・大山圏域市長会等の活動を通じて、広域連携を推進します。</p> <p>(3) 中心市街地の活性化</p> <p>商業、居住、福祉、文化、公共交通など多様な都市機能が集積する中心市街地において、暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりを推進して</p> |

いくため、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、中心市街地の活性化に努めます。

(4) 地域交通の確保

市民の日常的な交通手段を確保するため、本市の実情に即したバス交通システムの構築やコミュニティ・バスの利用促進に努めます。

(5) 鳥取大学医学部との連携協力

安心・安全なまちづくりの一翼を担う鳥取大学医学部及び附属病院が抱える医療・教育面での課題について、鳥取大学医学部及び附属病院と連携しながら、課題の早期解決に努めます。

(6) 米子飛行場周辺地域振興計画の推進

米子飛行場周辺地域振興計画について、国・県等関係機関との調整を図りながら、計画に定められた諸事業の円滑な推進に努めます。

(7) 電子自治体の推進

情報システムについて、情報セキュリティ脅威への適切な対応や安定的な管理運営を行うとともに、進展が著しい情報通信技術（ICT）やマイナンバー制度などを積極的に活用することで市民サービスの向上や事務の効率化を図り、電子自治体の推進に努めます。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 中海・宍道湖・大山圏域市長会による広域連携の推進

平成 24 年度に策定した「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」に掲げた産業振興、観光振興、環境の充実及び連携と協働の 4 つの基本方向に基づき実施される連携事業を着実に展開するとともに、圏域版の地方創生総合戦略に基づき、当該圏域の連携による地方創生の取組を推進します。

また、本年 4 月 1 日にスタートした新事務局体制が、円滑に機能するよう構成市とも協力して取り組みます。

(2) 鳥取県西部地域の広域連携の推進

鳥取県西部地域振興協議会については、県西部地域が抱える懸案事項や共通課題についての情報の共有化に努め、引き続き、国・県への要望活動を行います。企業誘致の取組として「関西機械要素技術展」への出展、「鳥取県西部地域企業立地促進補助制度」を継続実施するなど、県西部圏域の連携の充実強化に努めます。

また、鳥取県西部広域行政管理組合については、引き続き、構成市町村とともに、共同処理事務の円滑な実施に協力するとともに、本年度策定する予定の「第 2 次鳥取県西部広域市町村圏計画（5 力年計画）」の策定に参画します。

(3) 鳥取大学医学部との連携

本年度は、昨年設置された事務レベルの意見交換会や鳥取大学医学部と米子市との連絡会等を通じ課題の整理及び対策について検討・協議を行うことで、引き続き連携強化に努めます。

(4) 「先端医療創造都市よなご」の情報発信

鳥取大学医学部、同附属病院、米子医療センター、山陰労災病院など全国でも比較優位性の高い医療関連技術や医療サービスを楽しむことによる住みよさを伝えるシンポジウムの開催やパンフレットの作成により、移住定住促進に向けた情報発信を行います。

(5) 中心市街地活性化の推進

中心市街地活性化は短期間に達成できる課題ではなく、今後とも継続して取り組んでいくべき課題であることから、引き続き平成 27 年 11 月 27 日に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画（新計画）に記載されている事業の推進を図ります。

また、平成 28 年 1 月 21 日ににぎわいゾーンである角盤町エリア内の寄合百貨店が倒産するなど中心市街地活性化に向けた新たな課題が発生しており、引き続き事業の掘り起こしを行います。

(6) 公共交通の利便性の向上

平成 27 年度に鳥取県、西部地域の市町村、事業者等で組織する鳥取県西部地域公共交通活性化協議会において、「鳥取県西部地域公共交通網形成計画」を策定しました。本年度は具体的な事業内容を示す「鳥取県西部地域公共交通再編実施計画」を策定することになっており、移動利便性の高い、調和のとれた公共交通環境の形成となるように関係団体と協力して取り組みます。

(7) 情報セキュリティの強化

マイナンバーによる全国情報連携システムが平成 29 年度に稼働することを踏まえ、情報流出等が発生しないような攻撃に強い情報システムを構築します。

(8) 情報通信技術等を活用した新しい市民サービスの実施

情報通信技術等を活用した新しい市民サービス（コンビニ証明交付、コンビニ納付、クレジット納付）を提供します。

平成 28 年度「企画部（ふるさと創生推進局所管） の運営方針と目標」

ふるさと創生推進局長 門 脇 功

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進
平成 27 年 10 月に策定した「米子がいな創生総合戦略」に基づき、少子高齢化、人口減少への対応など、地方創生の取組を総合的かつ計画的に推進します。
- 移住定住の促進
人口減少を可能な限り抑制していくため、移住定住対策や未婚晩婚化対策などを実施し、移住定住の促進を図ります。
- 市民が主体となったまちづくりの推進
米子市民自治基本条例の理念に基づき、市民と行政が協働するまちづくりを推進するとともに、地域の自治意識を高め、市民自治活動を促進する活動の支援や環境整備に努めるなど、市民が主体となったまちづくりを推進します。
- ふるさと納税の推進
ふるさと納税制度を活用し、全国に向けて地域産品などの情報発信を行い、本市の認知度向上に取り組みます。
- 国際交流の推進
諸外国との相互理解を進め、地域の国際化や魅力ある地域づくりにつなげていくため、友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国との交流を推進します。

(2) 部の役割

ふるさと創生推進局は、地方創生推進課及び市民自治推進課で構成し、まち・ひと・しごと創生総合戦略、移住定住、市民参加・協働、ふるさと納税、国際交流等を推進します。

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

ふるさと創生推進局職員 14 人

イ 職員比率

1.7%（ふるさと創生推進局職員 14 人／市職員 806 人）

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

ア ふるさと創生推進局予算額

一般会計 1,087,556 千円

イ 予算比率(一般会計に占めるふるさと創生推進局の予算割合)

1.8%(ふるさと創生推進局 1,087,556 千円／全体 61,230,000 円)

3 部の課題及び実施方針

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進

本市において今後見込まれる人口減少や少子高齢化の進展を抑制し、活力ある米子市を創生していくため、「米子がいな創生総合戦略」に基づき、経済の活性化による雇用の確保、結婚・出産・子育ての支援などの地方創生の取組を着実に推進します。

(2) 移住定住の促進

人口減少時代の到来、少子高齢化のさらなる進展、ふるさと回帰志向の高まり等の時代潮流の中で、市の魅力の情報発信を強化することなどにより、移住定住の取組をいっそう推進し、人口減少の抑制に努めます。

(3) 市民自治の推進

市民と市がまちづくりにおける役割を分担し、相互に責任を持ちながら共に支えあう地域社会を実現していくため、米子市民自治基本条例のまちづくりの理念の周知啓発に努めるとともに、地域づくりモデル事業の着実な実施により、行政と地域活動団体等との連携方策や地域における自治の仕組みづくりに努めます。また、自治会への加入率を高めるための支援策等について、行政として取組可能な施策を検討し、実施します。

(4) ふるさと納税の推進

実績・知名度ともに全国トップクラスにある本市のふるさと納税については、引き続き効果的な広報宣伝に努め、全国にむけての地域産品などの情報発信による本市の認知度向上に取り組むとともに、「がいな米子応援基金」を活用して、寄附者の意向に沿って実施する事業内容のいっそうの充実を図ります。

(5) 国際交流の推進

地方レベルの交流は、異文化の理解など諸外国との相互理解をいっそう推進するとともに、地域の国際化や魅力ある地域づくりにつながることから、友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国との交流を推進します。また、多国籍化が進んでいる状況の中で、外国人にとって暮らしやすい環境づくりに努めます。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 米子がいな創生総合戦略の着実な推進

本市においても、今後、人口が減少に転じ、少子高齢化がいつそう進展することが見込まれることから、経済の活性化による雇用の確保、移住定住の促進、結婚・出産・子育て支援などの地方創生の取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年 10 月に「米子がいな創生総合戦略」を策定しました。

この総合戦略は、毎年度、米子市地方創生推進本部及び米子市地方創生有識者会議による進行管理のもと、取組の進捗や効果などを検証し、また、必要に応じ見直しを行うことにより、着実な推進を図ります。

(2) 移住定住施策の推進

本市への移住定住者の増加を図るため、引き続き、県や（公財）ふるさと鳥取県定住機構等とも連携しながら、「お試し住宅」の運営や都市圏で実施される移住定住相談会への参加、移住定住リーフレットやホームページ等による情報発信の強化、都市圏の若者などを対象とした交流イベント等を実施します。

また、平成 28 年度には、新たに、移住者に向けた「空き家情報バンクの整備」及び「住宅取得支援制度の創設」を行います。

(3) 婚活サポート事業（未婚晩婚化抑制施策）の推進

少子化の要因の一つであるといわれている未婚晩婚化の抑制に向け、独身男女の出会いの機会の創出を図るため、引き続き、中海・宍道湖・大山圏域内の市町村等と連携して広域での婚活イベントを開催します。

また、平成 28 年度には、市独自の事業として、若年層を対象にした交流イベントやライフプランセミナーを開催し、結婚への意識醸成を図ります。

(4) 自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりの研究

本市は、「日本のトライアスロン発祥の地」であり、また、平成 26 年度からは、「ジャパンエコトラック」認定第 1 号ルートであるシー・トゥー・サミットルート（境港～皆生～大山）の運用が開始され、さらには、中海サイクリングロードやコグステーション（皆生温泉などに設置された自転車ステーション）も整備されるなど、環境面はもとより、スポーツや観光面で、あるいは健康づくりに自転車を活用していく素地があることから、庁内に研究会を設置し、自転車の活用の推進を視点にしたまちづくりについて研究します。

（５）地域活動団体等との連携方策の実践支援

「市民が主体となったまちづくり」を具体的に推進する手法を構築することを目的に、２地区で地域づくりモデル検討会を行ってきましたが、昨年度、それぞれが実施モデル案を実践する推進組織に移行され、可能な取組から実践されており、２地区に対して、引き続き実践する過程の支援を行います。

また、２地区の取組過程を踏まえて、地域が主体性を持って活動・実践できる地域づくりの事例集（Ｑ＆Ａ）を作成し、他の地区に対しても地域づくりの取組を啓発していきます。

（６）自治会加入率を高めるための行政支援策の実施

住民自治の中核組織である自治会の加入率は年々低下傾向にあるため、平成 27 年度は、市自治連合会と協力して、市役所窓口で転入・転居者への加入促進チラシの配布、転入・転居の多い時期に自治会加入相談窓口の開設、自治会長向けの自治会加入促進の手引きの刷新などを行いました。

今年度も、自治会加入を支援するために、市ホームページの自治会バナーの充実を図るとともに、市自治連合会や他の組織と協力して自治会加入促進の方策を検討します。

（７）ふるさと納税の推進及び基金活用事業の充実

平成 27 年度のふるさと納税の実績は、寄附件数が 4 万 5 千件を上回り、前年度の約 1.14 倍でした。寄附件数は年々増加しており、引き続き、記念品目の充実や効果的な情報発信に努め、本市の認知度向上、イメージアップにつなげます。

また、寄附金の使途についても寄附者の意向に沿った事業を実施します。

（８）地域国際化と環日本海交流の推進

平成 28 年度は、中国保定市との友好都市締結 25 周年にあたり、保定市で開催される記念式典等への参加と併せて民間交流団の派遣を行い、両市の交流推進を図ります。

また、国際交流員を活用した語学講座や地域のコミュニティーFMを利用した多文化共生への情報発信に取り組むとともに、鳥取県国際交流財団や民間の様々な国際交流団体と連携しながら、よなご国際交流フェスティバルの開催など地域国際化の推進を図ります。

平成 28 年度「市民人権部の運営方針と目標」

市民人権部長 長 井 仁 志

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 市民生活に密着したサービスの充実
各種届出、証明書発行など市民生活に密着したサービスを適正かつ迅速に対応するとともに、市民相談窓口の充実を図ります。
- 国民健康保険事業の健全な運営
国民健康保険事業の健全な運営を確保し、医療費の適正化に取り組むとともに、疾病予防等の保健事業の推進に努めます。
- 環境共生・循環型の地域社会づくり
幅広い環境問題に対応していくために、市民、事業者、行政が一体となって環境保全対策に取り組むとともに、ごみの減量化と再資源化の推進及び自然エネルギーの有効活用により、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。
- 豊かな自然環境の保全と活用
本市の有する豊かな自然環境を次世代に継承するため、地域環境保全に対する市民意識の醸成を図るとともに、ラムサール条約登録湿地である中海の湿地環境保護と賢明な利用に努めます。
- 人権尊重都市米子の実現
基本的人権が尊重され、市民一人ひとりが安心して、自信を持って自由に生活できる社会を実現するための施策を実施することにより人権尊重都市米子の実現を目指します。
- 男女共同参画社会の実現
男女が社会のあらゆる場面において、お互いの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 部の役割

市民人権部は、市民課、保険年金課、市民相談課、環境政策課、環境事業課、人権政策課及び男女共同参画推進課で構成され、市民生活に密着した戸籍、住民登録、国民健康保険、消費生活相談をはじめとする各種相談等市町村が行う基本的な行政サービスを行う役割、また地球温暖化対策、環境美化の推進、一般廃棄物の適正な収集・処理及び減量化・再資源化対策の推進、公害対策、湿地環境の保全、公共用水域の水質保全等を行う役割、また市民に対する人権啓発、人権教育、同和対策及び男女共同参画を推進する役割を担っています。

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

市民人権部職員 122 人

イ 職員比率

15.1% (市民人権部職員数 122 人 / 市職員数 806 人)

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

ア 市民人権部予算額

一般会計 6,664,677 千円

国民健康保険事業特別会計 17,814,034 千円

後期高齢者医療特別会計 1,689,888 千円

住宅資金貸付金事業特別会計 2,085 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める市民人権部の予算割合)

10.9% (市民人権部 6,664,677 千円 / 全体 61,230,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 市民サービスの向上

市民生活に密着した窓口サービスを中心として、より親切でわかりやすい説明を心がけるなど、市役所の顔として市民の信頼をより一層高められるような対応に努めるとともに、市民満足度を高めることができる質の高い市民サービスの提供に努めます。

(2) 国民健康保険事業の健全な運営

高齢社会の進展等に伴い医療費の増加が見込まれることから、引き続き医療費の適正化に取り組むとともに、保険料収納対策の強化を図り、国民健康保険事業の健全な運営を図ります。

(3) 相談機能の充実

総合案内業務に加え、市民相談、消費者相談、行政相談、婦人保護相談、市政提案等を統合して行うことにより、組織機能の充実を図ります。

(4) 社会保障・税番号制度導入における普及・促進

社会保障・税番号制度に伴い、平成 28 年 6 月からのコンビニ交付の利用拡大を図るため、継続して個人番号カードの周知・普及、カードの取得促進に努めます。

(5) 循環型社会の構築

市民に対して資源やエネルギーが限りあることを訴えるとともに、自然エネルギーの活用、4R の推進によるごみの減量化及び資源化を推進することにより循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

（６）自然環境の保全と活用

ラムサール湿地（中海）の活用、中海の水質改善等に努め、米子水鳥公園をはじめとする豊かな自然環境を後世に引き継ぎます。

（７）地域環境の保全と美化の推進

地域で快適なまちづくりの実現に向けて、市内一斉清掃、みんなできれいな住みよいまちづくり条例の運用、公害防止対策、不法投棄防止対策等に取り組めます。

（８）一般廃棄物の適正処理

分別の徹底と適正な収集、クリーンセンター長寿命化事業の実施により延命化を図り、安定的・効率的な運転に努めます。

（９）人権啓発・人権教育の推進

市民一人ひとりが安心して、自信を持って、自由に行動できる「人権尊重都市米子」の実現を目指し、社会における人権啓発、人権教育の推進を図るとともに、米子市人権施策基本方針に基づく事業実施の促進を図ります。

（１０）同和対策の推進

残された課題の解決を目指して、同和対策の推進に努めます。

（１１）男女共同参画の推進

米子市男女共同参画推進計画に基づく事業の推進を図るとともに、男女共同参画センターの活用を最大限図りながら市民啓発に努めます。

（１２）拉致問題への対応

拉致問題の解決に向けた要望活動の実施及び拉致被害者等の受け入れ態勢の整備に努めます。

４ 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

（１）社会保障・税番号制度導入における普及・促進

導入された社会保障・税番号制度に伴い、継続して個人番号カードの周知・普及、カード交付時の効率化を図りながら、平成 28 年 6 月からサービスを開始するコンビ二交付の利用拡大に努めます。

（２）国民健康保険特別会計の安定化

国民健康保険の被保険者は、年々減少傾向にあるため保険料の調定額及び収入額も減少しています。また、被保険者の年齢構成が高く、高齢になるほど医療の必要性が高まるため医療費も増加傾向にあります。併せて、国保被保険者には年金生活者や無職者・非正規労働者など所得水準が低い方が多いことから保険料の負担感が高く、保険料

徴収率の大幅な伸びが期待できない状況にあります。

厳しい財政状況が予想されることから、平成 27 年度に保険料を改定したところですが、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の医療・保健の向上を図るため、引き続き、保険料徴収率の向上による歳入の確保、医療費の適正化及び保健事業の推進による医療費の抑制に取り組み、国保会計の赤字の改善に努めます。

（３）国民健康保険料の滞納整理の強化

国民健康保険料の徴収率は徐々に向上していますが、行革の目標値は達成できていない状況です。被保険者間の負担の公平を確保するとともに、給付に必要な財源を安定的に確保するため、滞納者との接触機会を増やすなど徴収体制を整え、必要に応じて更に厳正な滞納処分を実施します。また、毎年 1 % の徴収率向上を目標に滞納整理事務の改善を行ったところであり、滞納整理への取組を強化します。さらに、自主納付の割合を高めることによる徴収率の向上と収納事務の効率化を図るため、保険料の口座振替の促進に努めます。

（４）消費者相談業務の充実強化

年々高度化・複雑化する消費生活相談に対応するため、相談員を国民生活センター等での研修、新制度に対応する研修、個別事例研修等の各種研修会に派遣しスキルアップを図ります。また、県や他機関との連携により相談体制の強化を図るとともに、研修内容の共有化や相談事例の情報交換等により、相談員全員のスキルを充実することにより、消費者行政の推進を図ります。

（５）米子市環境基本計画の見直し

平成 23 年度に策定した米子市環境基本計画の計画期間は 10 年間（平成 32 年度まで）ですが、着実に施策を進めるため、数値目標の多くが平成 27 年度までの中間目標値となっていることから、計画最終年度の目標値を設定するとともに、市民ニーズや環境を巡る状況の変化に合わせ、計画を見直します。

（６）クリーンセンター長寿命化事業の実施

米子市クリーンセンターを平成 43 年度まで安定的に運転を継続するために、米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業の受託者選定を行うため公募型プロポーザルを執行し、受託者選定委員会において受託者を選定し、9 月末には本契約を結び、2 月には基幹的設備改良工事に着手します。

(7) 人権啓発の推進

自治会単位での懇談会（人権教育地域懇談会）を「家庭・地域を住みよい場所にしていくために、地域での人権学習そして誤解・偏見に気づく場を確保する」と位置づけ、地域の実態に合ったテーマ選定、討議の手法等内容の充実を図ります。

【目標数値】平成 28 年度人権教育地域懇談会 95 回 3,000 人
(平成 27 年度実績 90 回 2,500 人)

人権情報センターにおいて、ホームページ・情報誌等で積極的に情報提供を行い、人権問題の学習に関する情報提供、相談、支援に努めます。

【目標数値】貸出図書数 500 冊 (平成 27 年度実績 485 冊)
貸出ビデオ数 500 本 (平成 27 年度実績 464 本)

(8) 総合的、計画的な男女共同参画施策の推進

第 2 次男女共同参画推進計画における各施策の実施状況を調査し、結果を審議会に諮ることで、市民の視点からの検討を行い、計画の着実な進行管理に努めます。

審議会への女性委員の登用促進や、講師への派遣推進のため、女性人材バンク登録者に対する研修会を実施するなど登録者の充実を図ります。

平成 28 年度「福祉保健部の運営方針と目標」

福祉保健部長 齊 下 美 智 子

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

少子高齢化が進展する中、赤ちゃんからお年寄りまで、すべての方が年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる米子市を実現します。

そのため、限られた財源を有効に活用しつつ、次に掲げたそれぞれの目標を効率的、効果的に実施します。

○目標

- ①安心して子どもを産み、育てられる環境づくり
- ②市民一人ひとりの健康づくり
- ③明るい長寿社会の実現
- ④障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現
- ⑤地域における福祉活動の推進
- ⑥保健福祉施策の適正な運営

(2) 部の役割

福祉保健部は、福祉政策課、福祉課、障がい者支援課、長寿社会課、こども未来課及び健康対策課で構成され、社会福祉に関する事業、保健衛生に関する事業及び介護保険に関する事業を行う役割を担っています。

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

福祉保健部職員 217 人

イ 職員比率

26.9%（福祉保健部職員 217 人／市職員数 806 人）

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

ア 福祉保健部予算額

一般会計 21,714,478 千円

介護保険事業特別会計 13,591,976 千円

イ 予算比率（一般会計に占める福祉保健部の予算割合）

35.5%（福祉保健部 21,478,478 千円／全体 61,230,000 千円）

3 部の課題及び実施方針

(1) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

少子化、子育ての多様化が進むなか、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心豊かに育つ環境づくりを推進するため、妊娠、出産、育児に関する支援・相談体制の整備と母子の各健康診査や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活に向けた支援に努めます。

(2) 市民一人ひとりの健康づくり

市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発などの充実により生活習慣の改善と健康寿命の延伸を図ることができるよう、市民自らの健康管理の支援に努めます。

(3) 明るい長寿社会の実現

高齢期をむかえても豊富な経験や知識、特技などを地域社会にいかすことができる環境づくりに取り組むとともに、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくり対策や福祉の充実、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

(4) 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現

障がいの有無により分け隔てられることなく、障がい者（児）が自らの選択の機会を保障され、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができるよう、障がい福祉施策の充実を図るとともに、障がいのある子どもの保護者からの早期介入・早期支援を必要とする相談に対応できる体制を強化するなど、地域社会における共生の実現に努めます。

(5) 地域における福祉活動の推進

住み慣れた地域で誰もが尊厳をもち、自分らしく安心安全に暮らしていけるよう、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進するため、地域での主体的な福祉活動を支援しながら、さまざまな関係機関などと連携し、地域福祉活動の推進に努めます。

(6) 社会保障制度の適正な運営

介護保険制度の適正かつ持続可能な制度運営を図るとともに、生活困窮者には、生活保護行政の適正な運営により生活の安定と自立助長を支援します。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 子ども・子育て支援事業計画の着実な実行

子ども子育て支援事業計画を着実に実行することで、保育所待機児童の解消に努めます。

長期的な教育・保育サービスの量的最適化、子育て支援事業の質的向上に取り組めます。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

なかよし学級の円滑な管理運営に努めるとともに、待機児童の解消を図るため、受入れを行う放課後児童クラブを運営する私立保育所、幼稚園等に補助金を交付します。

統括指導員を配置して、なかよし学級の運営の円滑化及び指導員の質の向上を図ります。

(3) 児童虐待防止のための児童福祉・母子保健の連携強化

児童福祉・母子保健との連携による支援が必要な妊婦への早期対応を実施し、虐待予防を推進します。また、子育て世代の地域からの孤立を防ぐため、主任児童委員等地域の支援者と連携し、妊婦や保護者が相談しやすい環境を整備します。

(4) 発達のご案内になる児童への相談支援体制の充実

平成 28 年度より発達支援員を 2 名配置し、発達のご案内になる児童への相談体制の充実を図るとともに、児童、保護者、保育園・学校関係者の不安感を軽減し、子どもの成長発達をサポートするための保育園、幼稚園から小学校への切れ目ない支援の充実を図ります。

(5) 地域包括ケアシステムの構築

日常生活圏域及び市全体での地域ケア会議を開催することにより、地域課題を共有して解決策を講じ、生活支援体制等の検討をする中で、多職種関係機関のネットワーク化を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。また西部医師会等との連携により医療・介護連携を推進します。

(6) 認知症施策の推進

地域包括支援センターを中心に、各種イベントなどで市民にタッチパネル検査を行ってもらおうほか、生活支援アンケートも活用しながら、認知症地域支援推進員等と共に早期発見及び早期の適切な支援に努めます。

認知症高齢者が行方不明となるケースが増加していることから、搜索模擬訓練を実施するとともに、関係機関の情報共有のあり方について検討します。

認知症サポーターの養成やスキルアップを図り、これらの人を活用し、サロン等地域での広報も含めた予防事業に取り組んでいくほか、

認知症初期集中支援チームのあり方について検討します。

（ 7 ） 障がい者就労施設などからの物品などの調達への推進

市役所における障がい者就労施設などからの優先調達をいっそう推進するため、障がい者就労施設などが実施している受託作業や通年購入できる商品などの把握に努めるとともに、市が業務上必要な物品、役務等についてのニーズを障がい者就労施設へ情報提供するなどの取組を行い、前年度を上回る物品などの調達に努めます。

（ 8 ） 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されたことから、市民に対する啓発・周知を推進するとともに、市役所における不当な差別的取扱いの禁止、障がい者への合理的配慮の提供を推進するため、職員研修を実施するなど環境整備に努めます。

また、公的施設のバリアフリーについて再点検を行います。

（ 9 ） 介護保険料、保育料等の徴収率向上

早期の納付督促・納付相談に加え、財産調査や差押等の滞納処分に取り組み、徴収率を向上します。

目標指標：介護保険料徴収率

現年度分 98.66%

滞納繰越分 19.60%

保育料徴収率

現年度分 99.1%以上

滞納繰越分 20%以上

（ 10 ） 生活保護世帯における稼働年齢層の者に対する指導の徹底

稼働年齢層のうち、傷病を理由に未就労の者については、家庭訪問による生活実態等の把握、主治医訪問による病状調査等を行いながら、就労の可否または療養の必要性の検討・指導を実施します。

また、就労阻害要因の分析を行い、関係機関との連携を図り、他法他施策の活用を検討するとともに、就労支援員を活用し、就労意欲の助長、規則正しい生活習慣の形成等への指導援助を実施し、自立助長に向けて取り組めます。

平成 28 年度「経済部の運営方針と目標」

経済部長 大塚 寿史

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- ・地域経済の活性化による賑わいの創出を図り、日々の営みが活力を生み、人々が集い、新たな魅力を創造しながら発展するまちづくりを目指します。
- ・少子高齢化の進展の中で、経済・雇用等の状況改善に取り組み、恵まれた自然環境、各種交通の結節点機能、集積する都市機能等、地域資源の強みと特性を活かした産業の発展に取り組みます。
- ・圏域の経済・産業・雇用の中心都市として、北東アジアに向けたゲートウェイ、宿泊拠点都市を目指します。
- ・経済部を構成する経済戦略課、商工課、観光課、農林課及び水産振興室が一体となり各種団体や広域的な行政間での連携を進め、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

(2) 部の役割

- ①活力を生み出す商工業の振興
- ②圏域観光の宿泊拠点としての観光振興
- ③地域を支える農林水産業の安定化の推進
- ④時代を開く新たな産業育成
- ⑤企業立地の推進
- ⑥雇用環境の整備
- ⑦新たなにぎわいの創出と地域情報の発信

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

- ア 経済部職員 46 人
イ 職員比率 5.7%
(全職員数 806 人 経済部 46 人)

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

- ア 経済部予算額 8,456,397 千円
イ 予算比率 13.8%
(経済部 8,456,397 千円 / 全体 61,230,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 商工業の振興

中心市街地商店街や大型商業施設に対する支援など商業集積による集客力と魅力の向上を図るとともに、工業基盤の整備、地元企業の工場の新増設、販路開拓、新技術・新製品の開発など工業の活性化を促進し、中小企業の経営基盤の安定強化と創業支援に取り組むことで地域経済の持続的な発展に向けた商工業の振興に努めます。

(2) 観光業の振興

観光産業のさらなる活性化を図るため、関係団体や関係機関、NPO などとの連携に努めます。また、中海・宍道湖・大山圏域市長会事業の推進、山陰DMOとの連携及び西部圏域版DMO設立の促進など、広域的な連携強化を図ることで滞在型観光の宿泊拠点都市、北東アジアからのゲートウェイを目指します。

(3) 農業・漁業の振興

多様な担い手の育成・確保、荒廃農地の解消と利用集積などによる農地の有効活用、農業生産基盤整備、地産地消の取組を推進することにより、農業の持続的な発展と地域の振興を図ります。また、漁港・漁場の管理や水産資源の育成・確保に取り組むことで漁業経営の安定化と効率化、生産力向上を図ります。

(4) 新たな産業育成

地域産業のさらなる活性化を図るため、先端技術産業の分野を中心とした産学金官連携のネットワークの充実や農商工連携・6次産業化の取組に対する支援などを行うとともに、新たな産業や成長産業の創出に取り組み、地域の特色をいかした産業の育成に努めます。

(5) 企業立地の推進

雇用機会の創出と若年層の地域外転出を抑制するため、経済情勢や企業ニーズに合わせた積極的な企業誘致活動を推進するとともに、これまでに誘致した企業の設備増設などを支援することで、地域における産業活動の活性化に努めます。

(6) 雇用環境の整備

就職活動者に対して就職ナビによる就職情報の提供などの支援を行うことにより新たな雇用機会の創出を図るとともに、地域産業を担う勤労者の雇用の安定対策として福利向上を促進するなど総合的な雇用環境の整備に努めます。

(7) 新たなにぎわい創出と地域情報の発信

部・局を越えた共同・連携事業（ふるさと納税・移住定住の促進・先端医療創造都市よなご構想など）の推進と各種ノウハウの提供、また、イメージキャラクター「ヨネギーズ」や米子情報局「どげな」（地域おこし協力隊）の活用などによる特色のある情報発信事業により、新たな賑わいの創出に取り組みます。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 企業誘致の推進

企業誘致については、鳥取県とのさらなる連携強化、鳥取県西部地域振興協議会との連携、本市関西事務所やふるさと経済活性化委員の活用により、地理的条件（東アジアへの交通の要衝、災害リスク分散適地）など米子市進出のメリットを重点的に P R し、積極的な企業誘致に取り組みます。

また、早期に企業進出が可能な工業用地を確保するよう努めます。

（平成 28 年度目標：企業誘致 2 社）

(2) 農商工連携事業・産学官連携事業の促進

農林漁業者による 6 次産業化や農商工連携について、6 次産業化推進事業や新たに創設した 6 次産業化・農商工連携販路開拓支援事業等により支援するとともに、食のみやこ鳥取推進事業等の国・県補助事業を活用して事業を推進します。これらの事業推進にあたり、中国経済産業局、中四国農政局、鳥取県、鳥取県産業振興機構、学術機関等との連携が不可欠であり、引き続き密な連携に努めます。

また、地元学術機関と新たな産学官連携を推進し、地域の活力の基盤構築に努めます。

(3) 新規学卒者への就職活動・就労支援

新規学卒者に対して、地元企業の雇用情報などを提供する就職ナビ・合同就職ガイダンス・インターンシップの周知を図ります。また、奨学金の利息返還金を補助することで、地元への居住・就労を促進し地元企業の活性化を図ります。

（平成 28 年度目標：合同就職ガイダンスへの米子市出身の参加者 62 名）

(4) 商業の活性化と工業の振興

中心市街地商店街の空き店舗調査を実施するとともに、商業活動への新規参入者の支援や商店街が実施するイベント及び商店街の環境整備を支援し、空き店舗への出店促進と商業の活性化を推進します。

また、創業支援事業や創業に関する融資制度を継続するとともに、官民が連携して新規創業を支援します。

（平成 28 年度目標：商店街等への出店 7 店舗）

鳥取県産業振興機構に職員を派遣して連携を強化するとともに、工業団地の基盤整備を推進します。

また、中海・宍道湖・大山圏域連携事業の実施により企業の事業規模拡大を促進するとともに、工場等の新增設を支援し、設備投資・新規雇用の拡大と新たな立地を推進します。

（平成 28 年度目標：中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業ビジネスマッチングエントリー企業 100 社(米子市分)）

(5) 広域観光連携の強化（中海・宍道湖・大山圏域市長会事業の推進と山陰 DMO との連携及び西部圏域版 DMO 設立の促進）

平成 30 年の伯耆国「大山開山 1300 年祭」に向け、西部圏域における DMO 設立を目指し、基盤構築事業の推進と「大山山麓の日本遺産登録」に伴う各種連携事業の推進において圏域のリーダーとしての役割を担います。

(6) 圏域観光の宿泊拠点都市としての魅力の向上

米子市観光協会、皆生温泉旅館組合、とっとりコンベンションビューロー等との密接な連携により、観光資源の活用と発掘を推進し、圏域での交流人口の拡大と皆生温泉の宿泊客数の増加に努めます。また、皆生温泉においては、鳥取県の「温泉地を愉しむ空間創出プロジェクト事業」を活用した米子市観光センター前庭滞留拠点整備を支援し、皆生温泉のまち歩き観光の推進に取り組みます。

(7) 農業経営の安定化の推進

稲作農家の経営安定化に向けて「経営所得安定対策」等を活用し、「米子市水田フル活用ビジョン」に基づく需要に応じた主食用米の生産と需給調整作物としての「飼料用米」や「白ねぎ」、「ブロッコリー」の生産拡大を図ります。

また、本市特産農産物である「白ねぎ」、「にんじん」、「ブロッコリー」、「梨」、「柿」について、「がんばる地域プラン事業」や「がんばる農家プラン事業」を活用した生産拡大を図るとともに、新たな特産品開発のため、薬用作物の実証栽培に取り組みます。

(8) 農地中間管理機構等との連携

担い手への農地集積と集約化を促進するため「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」等を活用し、新規就農者、認定農業者、農業生産法人等への農地集積を推進するとともに、鳥取県や県担い手育成機構等と連携を図りながら多様な担い手の確保・育成を図ります。

また、耕作放棄地の解消及び活用のために、引き続き「耕作放棄地再生利用対策事業」に取り組みます。

(9) 漁業の新規就業及び後継者育成の取組

漁業就業者の高齢化が進み減少傾向にある中で、継続的な漁業経営を推進し漁業振興を図るためには、後継者の確保が不可欠となっています。新規漁業就業希望者に技術指導等を行う事業や漁業就業初期の経営基盤整

備の負担を軽減する県の補助事業を活用し、漁業後継者の育成を図り漁業就業へ繋げることで、漁業の安定化を図ります。

(10) 新たなにぎわいの創出と地域情報発信

部局を越えた「ふるさと納税タイアップ」、「移住定住の促進」、「国際交流事業」等での連携事業の推進とノウハウの提供、また、市全体での「地域おこし協力隊」や米子情報局「どげな」の活用推進による特色のある情報発信事業を展開することで、新たな賑わいの創出に取り組みます。

平成 28 年度「建設部の運営方針と目標」

建設部長 細川 庸一郎

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

- 地震や台風、豪雪などの大規模災害に備え、建築物の耐震化促進など、災害に強い基盤整備を進め、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- 本市に受け継がれてきた歴史的・文化的特色を活かしながら、良好な都市景観の形成を図るなど、機能的で持続可能な都市環境づくりに努めます。
- 良質で多様な住宅の供給、緑地の保全、都市公園、河川・海岸の整備等に取り組み、快適でうるおいのある住環境づくりに努めます。
- 市民生活の基盤となる幹線道路や生活道路の整備に努めます。
- 建設部が所管する市営住宅使用料及び市営墓地管理料の徴収対策の強化に努めます。

(2) 部の役割

建設部は、建設企画課、都市計画課、土木課、維持管理課、建築住宅課及び建築指導課で構成され、職員一人ひとりがコンプライアンスを重視し、経営感覚やスピード感を持ちながら、道路・河川・排水路・公園等の整備や維持管理、市営住宅の整備、都市景観の形成、都市計画に関する事務及び建築指導に関する事務など市民生活の根幹となる社会基盤整備に係る役割を担っています。

2 部の経営資源（平成 28 年 4 月 1 日現在）

(1) 職員数

ア 職員数

建設部職員 87 人

イ 職員比率

10.8%（建設部職員数 87 人 / 市職員数 806 人）

(2) 予算規模（平成 28 年度当初予算）

ア 建設部予算額

一般会計 3,473,206 千円

駐車場事業特別会計 81,107 千円

市営墓地事業特別会計 19,662 千円

イ 予算比率（一般会計に占める建設部の予算割合）

5.7%（建設部 3,473,206 千円 / 全体 61,230,000 千円）

3 部の課題及び実施方針

○災害に強い地域づくり

- ・災害に強い基盤整備を進めるため、民間住宅及び建築物の耐震化に対する助成制度を通じ、建築物の耐震化の促進を図ります。

○機能的で持続可能な都市環境づくり

- ・新たな都市計画マスタープランを策定し、本市における効率的で計画的なまちづくりを推進します。
- ・本市の豊かな景観資源を保全・継承し、活用していくとともに、新たな景観の創出及び景観形成活動の推進を図ります。

○快適でうるおいのある住環境づくり

- ・既存公園の適正な維持管理のため、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築、更新等を行い、安全・安心に利用できる環境を確保します。また、市民との協働による緑化活動の推進を図ります。
- ・河川等の改修や管理にあたっては、治水と利水を図ることはもとより水質や生態系などの河川環境の保全にも配慮します。
- ・市営住宅の長寿命化計画に基づき、必要な改修・補修工事を行います。
- ・生活環境の向上を図るため、生活道路の改良・整備や、周辺地域との交流の基盤となる幹線市道の整備を図ります。
- ・橋梁長寿命化修繕計画と点検結果に基づき、計画的な修繕・架替を行います。

○次世代につなげる行財政基盤の確立

- ・市営住宅使用料の徴収対策の強化を図ります。
- ・市営墓地管理料の徴収対策の強化を図ります。

○市民に信頼される質の高い職員集団

- ・市民の信頼を基礎にしながら、公務員としての使命、役割を自覚し、それを積極的に果たすことができる質の高い職員集団となることを目指します。
- ・このため、法令遵守にとどまらず、社会の規範やルールまで含め、コンプライアンス向上に向けた職員研修等を継続実施します。
- ・また、業務に対する適切な予算・執行・進捗管理のため、経営感覚やスピード感等についても、日々のOJTの充実を図り、人財育成に努めます。

※OJT（On-the-Job Training、オン・ザ・ジョブ・トレーニング）とは、日常業務を通じた職員教育のこと。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通して、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 災害に強い地域づくり

○建築物の耐震化の促進

- ・建築物の耐震化の向上を図るため、耐震診断及び耐震改修について費用の一部を助成する制度のうち、耐震改修について、実績戸数を増やすため、建築主に対して、耐震改修の必要性や助成制度の内容を十分に説明し、耐震診断が行われた住宅の耐震改修を促進します。

(2) 機能的で持続可能な都市環境づくり

○都市計画マスタープランの作成

- ・本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるため、鳥取県都市計画区域マスタープランや第 3 次米子市総合計画等との整合を図りながら素案の作成を行うこととし、平成 28 年度には都市計画審議会から意見を聞くとともに、地元説明会、パブリックコメント等による市民の意見を反映しながら、案としてとりまとめます。

○自然景観や歴史的景観等の保全

- ・一定規模を超える建築物・工作物の設置等にあたり、景観計画区域内行為届出等により審査を行うことで、大山景観形成重点区域及び弓ヶ浜景観形成重点区域については自然景観を適切に配慮・保全し、また、旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域については周辺と調和のとれた歴史的資産や街なみ等を保全します。あわせて、これらの重点区域以外の景観計画区域についても、同様に景観計画区域内行為届出等による審査を行い、本市全域の景観形成を図ります。

○米子駅南北自由通路等整備事業の推進

- ・米子駅南北自由通路等の整備に向け、補償本調査を実施し、自由通路と駅南広場の都市計画決定に向けた鳥取県、J R 米子支社などの関係機関との協議・調整を行います。また、駅南広場に隣接する開発可能地の民間事業者による開発については、引き続き関係機関と模索をしていきます。

(3) 快適でうるおいのある住環境づくり

○公園施設の適切な維持管理

- ・公園施設利用者の安全・安心を確保するため、指定管理者と連絡・調整を密に行い、施設の現状把握に努め、異常等を発見した場合は迅速に対応します。また、巡回・点検や清掃等の維持管理計画に加え、公園施設長寿命化修繕計画の導入により、計画的な施設の改築・更新を行い、公園施設の機能保全と安全性の確保を図ります。

○準用河川堀川改修事業

- ・市民生活の安全と災害に強い基盤整備のため、準用河川堀川の改修を引き続き実施し、上流域の慢性的な浸水被害の解消を図ります。平成 28 年度は大沢川取付部の橋梁工を実施し併せて護岸工事を実施します。

○狭あい道路拡幅整備事業

- ・緊急時・災害時の避難路の確保や救助活動の円滑化を図るとともに、日常的な交通など生活環境の改善を図るため、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

○道路の維持補修・改良にかかる事業

- ・安全で快適な生活環境の向上を図るため、都市計画道路の市道安倍三柳線及び市道尾高福万線等の事業を引き続き実施します。
- ・市民生活に密着した生活道路の整備として、市道大谷町奥陰田線等の整備を実施します。
- ・橋梁長寿命化修繕計画と点検結果に基づき、計画的な修繕・架替を行います。

(4) 安全に暮らせる地域環境づくり

○危険家屋対策の推進

- ・米子市空き家等の適正管理に関する条例及び昨年 5 月に完全施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、危険な状態の空き家の所有者に対し、危険な状態の改善について指導等を行い、引き続き危険家屋対策に取り組みます。

(5) 次世代につなげる行財政基盤の確立

○市営住宅使用料の徴収対策の強化

- ・滞納者への納付指導、徴収を強化するとともに、連帯保証人への催告を強化します。また、長期滞納者の契約解除・明渡しを推進します。

○市営墓地管理料の徴収対策の強化

- ・業務のやり方や体制の再検討を行い、滞納管理料の減額に努めます。

平成 28 年度「下水道部の運営方針と目標」

下水道部長 宇 田 剛

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

機能的で持続可能な都市環境の整備を図り、あわせて河川等の水質保全に資するため、公共下水道施設等の適切な維持更新を図るとともに年次的な面整備の推進と利用の促進を図ります。また、事業の将来見通しを明確にし、人口減少時代に対応した経営基盤の確保に努めます。

(2) 部の役割

公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営により、快適な生活環境の保持を担います。

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

- ア 職員数 下水道部職員 53 人
- イ 職員比率 6.6%(下水道部職員数 53 人/市職員数 806 人)

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

- ア 下水道部予算

| | |
|--------------|--------------|
| 一般会計 | 2,257,000 千円 |
| 下水道事業特別会計 | 6,524,726 千円 |
| 農業集落排水事業特別会計 | 748,350 千円 |
- イ 予算比率(一般会計に占める下水道部の予算割合)
3.7%(下水道部 2,257,000 千円/全体 61,230,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

下水道部では、施設の適切な維持・更新による処理機能の確保、面整備に係る普及率の向上、接続による水洗化戸数率の向上及び下水道使用料徴収率の向上等を基本的な課題としつつ、あわせて経営状況の明確化を図るため、地方公営企業法の適用準備を進めてきました。

しかし、今後、人口減少や高齢社会化による財政環境の悪化が懸念される中で、老朽化した管路や処理場施設の改築・更新による安心安全な污水处理体制を堅持していくことが将来に向けての重要な課題となっています。また、国において污水处理の 10 年概成の方針が示され、米子市においても生活排水処理のあり方について部を超えた検討が必要となる等、事業をとりまく環境は大きく変化しつつあります。

このため、公共下水道事業の推進にあたり、従来 of 課題への対応の徹底を図るだけでなく、新たな将来ビジョンを構築しながら事業を進めていきたいと考えています。

(1)事業の将来ビジョンと基本方針の明確化

安心安全を優先したインフラ更新の長期見通しと財政面への影響を明確にするとともに、生活排水対策のあり方に関する市内のプロジェクトチームとも連携しながら人口減少下での下水道整備計画のあり方等を検討します。

(2)処理施設の適正管理とインフラの計画的な更新

老朽管の破損等による道路陥没の発生や機械電気設備の故障による水質事故等を防止するため、施設の状態を的確に把握し、計画的な改築・更新を進めます。また、管路の劣化状況のデータ集積や管路全体の更新計画の策定に向けて、管路台帳システムの構築に着手します。

(3)公共下水道の面整備の拡大

健全経営の確保の観点から、人口密度、水量密度の高い市街化区域を中心に、中海水質保全計画との整合性も図りながら、管渠整備の進捗を図ります。

(4)事業財源の確保と経営の安定化

既整備地域における水洗化率と下水道使用料の徴収率の向上を図ります。また経営安定化のため、地方債償還額の平準化を図ります。

(5)下水道由来の資源の有効活用

引き続き、脱水汚泥の資源化を進めるとともに、消化ガスや下水熱等のエネルギーの有効利用について情報収集に努めます。

(6)事業の透明性の確保

地方公営企業法の適用準備を進めるとともに、下水道資産の減価償却費の明確化を通じて、経営の将来見通しについて検討します。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 公共施設等総合管理計画の個別計画(素案)の作成…平成 29 年度完成

公共下水道施設の改築・更新に係る長期の事業量、事業期間等の見通しを明確にし、長寿命化による事業量の平準化をめざした計画を作成します。また、今後 10 年程度の具体的な施設更新計画の素案を立案します。

(2) 下水道事業経営戦略(素案)の作成…平成 29 年度完成

施設更新と人口減少を前提とした長期の財政見通しを立てることにより、新規整備のための投資可能額や事業量、事業スピードを明らかにします。また、今後、10 年程度の財政計画を立案します。

- (3) 下水道アクションプラン(素案)の作成…平成 29 年度第 1 四半期完成
新規面整備の年間事業量を前提に、下水道全体計画のあり方を見直します。また、地域ごとの採算性や整備の優先順位を明らかにし、今後、10 年程度の具体的な事業計画を明らかにします。
- (4) 処理施設及び管路の改築更新
処理場、ポンプ場の機械電気設備について老朽施設を更新するとともに、道路陥没等の可能性のある管渠の更生による長寿命化を図ります。
- (5) 面整備の推進
市街化区域を中心に、約 45ha の面整備を進めます。
- (6) 水洗化戸数率の向上
平成 28 年度末の水洗化戸数率の目標を 87.9%とし、計画的かつ効率的な戸別訪問指導や郵送での接続依頼等積極的な普及促進活動を行います。
- (7) 下水道使用料徴収率等の向上
下水道使用料、農業集落排水施設使用料等の徴収率の向上を図るため、滞納者への納付指導を実施するとともに、悪質滞納者に対しては差押えや裁判所を通じての支払督促を実施し、平成 28 年度の目標徴収率（98%以上）の達成を図ります。
- (8) 地方公営企業法の適用準備
平成 30 年 4 月の地方公営企業法の適用開始に向け、資産評価、会計システムの導入等準備を進めます。

平成 28 年度「淀江支所の運営方針と目標」

淀江支所長 足 立 新 一 郎

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

淀江地域の産業・文化・観光振興を一体的に推進するとともに、市民サービスの向上に努めます。

(2) 部の役割

地域と連携して、産業・文化・観光振興の推進の役割を担い、まちづくりに取り組むとともに、身近な市民サービスの提供に努めます。

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

支所職員 19 人

イ 職員比率

2.4% (19 人 / 806 人)

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

ア 淀江支所予算額

一般会計 73,293 千円

内 地域生活課 24,445 千円

よどえまちづくり推進室 48,848 千円

イ 予算比率 (一般会計に占める淀江支所の予算割合)

0.12% (73,293 千円 / 61,230,000 千円)

3 部の課題及び実施方針

(1) 淀江地域の活性化の推進

地域との協働、関係機関との連携を図り、地域の魅力発信、産業の活性化、観光資源の活用を進めていくこととします。

(2) 適正な市民サービスの提供

多様な住民ニーズの把握に努め、また、関係各課との連携を図り、住民からの相談等に対応できるよう研鑽に努めるとともに適正な市民サービスの提供に努めます。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 淀江地域の観光資源の活用と魅力発信事業の推進

淀江地域には、名水、重要文化財など古代遺跡の集積があり、豊かな自然、温泉施設もあることから、これらの地域資源を活用し、健康をキーワードにしたウォーキング・スポーツイベント等を展開し、地域の活性化を図ります。

また、地域の魅力の再発見を目的に地域で活躍している住民と連携し、体験型・参加プログラム「よどえまるごと道草日和」の開催を通して、地域の魅力を伝え、併せてフェイスブックを利用した「淀江の旬」の魅力を情報発信していきます。

(2) 淀江地域の産業活性化の推進と地域人材の発掘

地域の農業、商業、水産業の振興に資するため、農協、商工会、漁協等と連携し、地域の素材を掘り起こすとともに活用を図ります。

また、地域で活躍している住民や団体の掘り起こしを行い、情報収集や意見交換等を踏まえ、人材育成を図るとともに全国に情報発信し、地域の活性化を図ります。

(3) 適正な窓口業務と住民サービスの提供

来庁者の意図や目的を的確に把握し、法令に即した適正な住民サービスの提供ができるよう業務知識の習熟に努め、職員の資質並びに市民サービスの向上を図ります。

平成 28 年度「教育委員会の運営方針と目標」

教育長 北 尾 慶 治

1 部の使命・目標

(1) 部の使命・目標

豊かな心を育む学校教育の実現、人生をより豊かにする生涯学習の推進、健やかでたくましく自立した青少年の育成、スポーツや芸術文化の振興、貴重な歴史的遺産の保護と活用を図ります。

(2) 部の役割

教育委員会は、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化課、体育課及び学校給食課で構成され、創造的で人間性豊かな人材を育成するため、学校教育の推進をはじめ、生涯学習、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく役割を担っています。

2 部の経営資源(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(1) 職員数

ア 職員数

教育委員会事務局職員（教育長含む。） 54 人

イ 職員比率

6.7%（教育委員会事務局職員数 54 人 / 市職員数 806 人）

(2) 予算規模(平成 28 年度当初予算)

ア 教育委員会事務局予算額 3,468,569 千円

（内訳）教育費 3,462,024 千円

民生費 6,545 千円

イ 予算比率（一般会計に占める教育委員会事務局の予算割合）

5.7%（教育委員会事務局 3,468,569 千円 / 全体 61,230,000 千円）

3 部の課題及び実施方針

(1) 教育振興基本計画の見直し

本市の目指すべき教育の基本理念や講ずべき基本施策についての計画である教育振興基本計画について見直しを図ります。

(2) 学校施設の耐震化

耐震性能の低い学校施設について、耐震化事業を実施し、児童・生徒に安全で安心な学校施設を提供します。

(3) 所管施設の整備・充実

伯耆の国よなご文化創造計画、老朽化、耐震化等に対応し、教育委員会所管施設の整備・充実に向けた取組を推進します。

(4) 米子市版小中一貫教育の推進

中学校区ごとに小中学校が連携することにより、学校教育における教育課題の解決を図ります。

4 平成 28 年度に重点的に取り組む個別事業とその目標

(1) 教育振興基本計画の見直し

本市の目指すべき教育の基本理念や講ずべき基本施策についての計画である教育振興基本計画について、平成 29 年度以降の基本施策の策定を中心に、教育振興基本計画の見直しを図ります。

(2) 学校施設の耐震化

耐震化計画に基づき、後藤ヶ丘中学校の特別教室棟と教室棟 2 棟計 3 棟の耐震補強工事を実施します。

また、吊り天井構造の中学校武道場に係る天井落下防止対策として、3 校の改修工事を実施します。

(3) 所管施設の整備・充実

米子城跡について、「米子城跡保存活用計画」を策定するほか、現地調査、発掘調査などを実施し、保存・整備に向けた取組を進めます。

市指定文化財米子市役所旧館の保護・保全を図り、山陰歴史館としての機能を充実するため、整備構想の検討を進めます。

後藤ヶ丘中学校の特別教室棟と教室棟 2 棟について耐震補強工事と併せて大規模改修事業を実施します。

耐震化が必要な明道公民館の整備について地元と調整を進めるとともに、加茂公民館の移転についても、地元と調整のうえ整備計画を策定します。

図書館の運営体制について、指定管理者制度を導入する自治体の全国的な動向を注視しつつ、引き続き図書館協議会で協議します。

文化ホール・淀江文化センターの老朽化した設備等の計画的な改修を行います。

市民体育館の整備方針を検討するとともに、加茂体育館の耐震化を図ります。

体育施設の危険箇所改修として武道館剣道場床改修工事を実施します。

東山陸上競技場について、第 2 種公認陸上競技場としての認定更新に向けたフィールド改修工事と電気設備改修工事を実施します。

(4) 米子市版小中一貫教育の推進

義務教育の 9 年間の学びを連続したものととらえ、中学校区における「目指す子ども像」を共有する中で、内容の系統化、指導の継続化などにより、学校教育における課題を解決し、確かな学力の定着や豊かな人間性と創造力の育成を図ります。

特に、「心の教育・生徒指導」「健康教育」「学力向上」「特別支援教育」の 4 分野については、全市共通で取り組むとともに、3 年間の取組を総括します。